

2026年1月9日

子育てグリーン住宅支援事業事務局

先進的窓リノベ2025事務局

給湯省エネ2025事務局

賃貸給湯省エネ2025事務局

事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン) 新旧対照表

以下、赤字部分が改定箇所となります

改定後	改定前
<p>事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)</p> <p>第1条～第13条(略)</p> <p>第14条 住宅省エネ2026キャンペーンへの参加申告</p> <p>1. 本事務局等は、本キャンペーンの住宅省エネ支援事業者が令和7年度補正予算に基づき創設される次に掲げる事業(以下、「住宅省エネ2026キャンペーン」という。)にも参加することを希望すると想定し、住宅省エネ支援事業者が本キャンペーンにおける住宅省エネ支援事業者と同様の責任と役割を担う事業者(以下、「住宅省エネ支援事業者(2026)」といふ。)として登録する手続きを円滑に行えるようにするため、次項以下に定めるところに従い、本キャンペーンの住宅省エネ支援事業者が住宅省エネ2026キャンペーンに参加することを希望し、その旨の申告(以下、「参加申告」という。)を国に対して行ったものとみなします。</p> <p>① みらいエコ住宅2026事業(国土交通省・環境省)</p> <p>② 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業(環境省)</p>	<p>事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)</p> <p>第1条～第13条(略)</p> <p>(新設)</p>

<p>③ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)</p> <p>④ 既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)</p> <p>住宅省エネ 2026 キャンペーンには、①の事業並びに①と一体的な運用が検討される②、③及び④の事業が含まれます。</p> <p>2. 住宅省エネ 2026 キャンペーンに参加を希望しない住宅省エネ支援事業者は、本事務局等が別途定める期限までに、本キャンペーンの住宅省エネポータルから参加申告を取り下げるることができます。</p> <p>3. 本事務局等は、参加申告を行った住宅省エネ支援事業者が、登録時に提出した情報(提出後の変更を含む)について、住宅省エネ 2026 キャンペーンの管轄官庁に提供します。なお、当該情報の提供が行われた場合でも、住宅省エネ 2026 キャンペーンのいずれかまたは全部の事業に交付申請を行う際には、当該事業の事務事業者が定める方法により、住宅省エネ支援事業者(2026)としての登録を完了しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">2025年3月 制定 2026年1月 改定</p>	
---	--